省　令

○財務省令第五十二号

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和五年法律第十一号）の施行に伴い、並びに株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第七号及び第十号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十一日

財務大臣　鈴木　俊一

株式会社国際協力銀行法施行規則の一部を改正する省令

株式会社国際協力銀行法施行規則（平成二十四年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　貸付債権等　貸付債権、法第二条第十一号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。 二　［略］ （新規企業者等から除かれる法人等） **第三条**　法第二条第七号イの財務省令で定める法人等は、中小企業者等（外国におけるこれに相当する者を含む。）以外の法人等の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。 （特定外国法人が行う事業） **第四条**　法第二条第十号イの財務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靭（じん）化に必要なもの イ　我が国にとって重要な資源の開発に関する事業 ロ　再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）による発電に必要な設備並びにその部分品及び附属品の製造に関する事業 ハ　蓄電池の製造に関する事業 ニ　船舶及び航空機の部分品及び附属品の製造に関する事業 ホ　医療機器の開発及び製造に関する事業 ヘ　医薬品の開発及び製造に関する事業 ト　電動機の製造に関する事業 チ　半導体素子、半導体集積回路及び半導体物質（これらの製造に必要な原材料及び装置を含む。）の製造に関する事業 リ　食料の生産（農業を含む。）に必要な肥料、農機具その他の物資の開発及び製造に関する事業 ヌ　ガス、セメント製品その他の多様な事業に使用される素材であって、その製造に伴う温室効果ガスの排出量が当該素材の製造に通常利用される製法よりも大幅に抑制される製法により製造されるものの製造に関する事業 二　次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なもの イ　人工知能関連技術（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。）の開発に関する事業 ロ　量子計算機その他の量子の特性を利用した装置に関する技術の開発に関する事業 ハ　バイオテクノロジーに関する技術の開発に関する事業 ニ　ブロックチェーン技術の開発に関する事業 2　法第二条第十号ロの財務省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要なものとする。	（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　貸付債権等　貸付債権、法第二条第九号に規定する公社債等その他の金銭債権をいう。 二　［同上］ ［条を加える。］ ［条を加える。］